



岡山県市町村総合事務組合個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月30日

岡山県市町村総合事務組合管理者 山崎 親男

岡山県市町村総合事務組合条例第3号

岡山県市町村総合事務組合個人情報保護条例の一部を改正する条例

岡山県市町村総合事務組合個人情報保護条例（平成27年岡山県市町村総合事務組合条例第7号）の一部を次のように改正する。

第4条中「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第2条第1項」を「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)第2条第9項」に改める。

第55条中「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下「行政機関個人情報保護法」という。）」を「個人情報保護法」に、「行政機関個人情報保護法の」を「個人情報保護法の」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

岡山県市町村総合事務組合個人情報保護条例の一部改正新旧対照表

新	旧
(事業者の責務)	(事業者の責務)
第4条 事業者（法人その他の団体（国、独立行政法人等（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第2条第9項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）を除く。第21条第4号において「法人等」という。）及び事業を営む個人をいう。以下同じ。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、その保有する個人情報の取扱いに伴う個人の権利利益の侵害の防止について必要な措置を自ら講ずるよう努めるとともに、個人情報の保護に関する組合の施策に協力しなければならない。	第4条 事業者（法人その他の団体（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）を除く。第21条第4号において「法人等」という。）及び事業を営む個人をいう。以下同じ。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、その保有する個人情報の取扱いに伴う個人の権利利益の侵害の防止について必要な措置を自ら講ずるよう努めるとともに、個人情報の保護に関する組合の施策に協力しなければならない。
(適用除外等)	(適用除外等)
第55条 略	第55条 略
2 この条例の規定は、法律の規定により、 <u>個人情報保護法</u> の規定を適用しないこととされている個人情報については、適用しない。ただし、法律の規定により、 <u>個人情報保護法</u> の規定の一部に限り適用しないこととされているときは、当該適用しないこととされている規定に相当するこの条例の規定に限る。	2 この条例の規定は、法律の規定により、 <u>行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下「行政機関個人情報保護法」という。）</u> の規定を適用しないこととされている個人情報については、適用しない。ただし、法律の規定により、 <u>行政機関個人情報保護法</u> の規定の一部に限り適用しないこととされているときは、当該適用しないこととされている規定に相当するこの条例の規定に限る。